日中サービス支援型共同生活援助における市町村協議会等への報告フロー図
（事業者用）

①	事業の新規指定	・県に事前相談→県に新規指定書類の提出→県による審査 →県から新規指定の通知 ※１県から事業者に対して日中サービス支援型共同生活援助に係る実施状況について今後の流れの説明を行います。 ※２知事が必要と認める場合には、別紙フロー図「知事が認める場合における新規指定申請にあたって」の対応が必要となります。

⬇

②	地方公共団体が設置する協議会等（※１）へ実施状況の報告	事業所が所在する市町村協議会等に市町村協議会等が別に定める期日までに提出。 なお1回目は指定後１年以内とし、以後は1年毎の提出とする。

※１法第89条の３第１項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下、市町村協議会等）
※２提出書類は以下のとおりとする。
・「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書(事業者用)」（第1号様式）
・「報告・評価シート」（第2号様式）
上記提出様式は、千葉県ＨＰに掲載されています。

⬇

③	市町村協議会等による評価・助言・要望	各市町村協議会等が「報告・評価シート」に基づき、評価を行い、必要に応じ事業所に助言・要望等の通知を行う。

⬇

④	評価・助言・要望に対する対応	市町村協議会等の評価・助言・要望事項を確認の上、今後の施設運営及び提供サービスの質の向上に取り組む。